

菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、物価高騰により光熱水費等の値上げの影響を受けて費用が増加している高齢者施設等の負担軽減を図り、将来にわたり安定的な高齢者支援体制を確保することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 この支援金の支援対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 別表に掲げる高齢者施設等(以下「支援対象施設等」という。)を市内で運営する者であること。

(2) 支援対象施設等について、次に掲げるいずれかの支援金の交付を受けたことがあること。

ア 令和7年度(令和6年度からの繰越分)熊本県高齢者施設等物価高騰対策支援金(以下「令和7年度県支援金」という。)

イ 令和8年度(2026年度)熊本県高齢者施設等物価高騰対策支援金(以下「令和8年度県支援金」という。)

(3) 支援金の申請後においても、市内で事業を継続する意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の対象としない。

(1) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの全期間にわたり、支援対象施設等において事業を休止しているとき。

(2) 支援対象施設等について、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において、業務上の行為により法令に違反し、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく行政処分を受けたことがあるとき。

(3) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者であるとき。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に規定する交付基準の補助率にかかわらず、別表に規定する支援対象施設等の区分に応じた額とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付の申請及び請求)

第5条 支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、令和7年度県支援金又は令和8年度県支援金の交付を受けたことが分かる書類(交付決定通知書の写し等)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定、確定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定及び確定の通知を行ったときは、速やかに申請者に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援対象者の要件に該当しないことが明らかとなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第3号)により、支援金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、交付決定を取り消したときは、期限を定めて、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(証拠書類の保管)

第9条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る証拠書類等として、収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

別表(第3条、第4条関係)

高齢者施設等		補助金の額 (1支援対象施設当たり)	
入所系施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所(空床利用型を除く。)、短期入所療養介護事業所(空床利用型を除く。)、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び養護老人ホーム	定員19人以下	9万6,000円
		定員20人～39人	31万8,000円
		定員40人～69人	59万4,000円
		定員70人～89人	87万円
		定員90人以上	109万2,000円
入所系施設 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護事業又は地域密着型特定施設入居者生活介護事業の指定を受けている場合を除き、みなし有料老人ホームを含む。)	定員19人以下	4万8,000円
		定員20人～39人	15万6,000円
		定員40人～69人	29万4,000円
		定員70人～89人	43万2,000円
		定員90人以上	54万6,000円
通所系事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護	通常規模型	6万6,000円

	事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所 (当該事業所専有のスペースを有する場合に限る。)、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び通所型サービスA事業所(事業所指定を受けている場合に限る。)	(延べ利用者750人以下/月) 大規模型 13万8,000円 (延べ利用者750人超/月) ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は大規模型に含む。
訪問系事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所(みなし指定を除く。)、訪問リハビリテーション事業所(みなし指定を除く。)、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所(福祉用具貸与未実施の場合に限る。)、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、訪問型サービスA事業所(事業所指定を受けている場合に限る。)	4万8,000円

備考

- この表における定員及び延べ利用者は、令和7年度県支援金の交付を受けた支援対象施設等にあつては令和7年3月31日時点、令和8年度県支援金の交付を受けた支援対象施設等にあつては令和8年3月31日時点のものとする。
- 同一事業所が介護サービス事業及び介護予防サービス事業の指定を受けている場合は、介護サービス事業のみを対象とするものとする。
- 訪問系事業所のみなし指定を受けた事業所で介護保険法で規定される専用の設備基準等を満たす場合は、訪問系事業所として対象とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）菊池市長 様

菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

申請者（法人）住所	〒	—
フリガナ		
申請者氏名（法人名）		
代表者職氏名	役職	氏名

※申請者の押印を省略する場合は次欄も記入してください。

書類発行責任者氏名		責任者連絡先	—	—
担当者氏名		担当者連絡先	—	—
連絡先 e-mail				

下記について、下記のとおり支援金を交付されるよう関係書類を添えて申請（請求）します。

記

支援金額

円

1. 裏面の誓約事項を確認し、全て該当する場合は○を記入してください。

一つでも該当しない場合、支援金の申請（請求）はできません。

誓約事項	
------	--

（振込口座情報）

2. 振込口座情報を通帳に記載の表記のとおり記入してください。

金融機関名		金融機関コード				
支店名		支店コード				
預金種類	(01:普通 02:当座)					
口座番号(右詰め)						
フリガナ						
口座名義						
委任状兼口座振替 申出書の提出有無		無：口座名義が申請者役職名＋申請者名と同一 有：口座名義が申請者役職名＋申請者名と異なる				

※口座名義が申請者名と異なる場合は、別途「委任状兼口座振替申出書」の提出が必要です。

（裏面に続く）

- ①申請者は、交付要綱第3条に規定する支援対象者の要件を満たしています。
- ②申請者及び支援対象施設等の役員又は使用人は、菊池市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団関係者ではありません。
- ③業務上の行為により法令に違反し、令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことはありません（所管する支援対象施設等を含みます）。
- ④支援対象施設等は、令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間に運営実態があり、物価高騰の影響を受けて費用が増加しています。
また、県等が実施する他の支援制度を利用しても、なお費用の増加分に足りません。
- ⑤申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、交付された支援金の返還に応じます。
- ⑥申請者は、支援金に係る証拠書類等の管理については、収入および支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間の保管を確実に行います。

委任状兼口座振替申出書

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2に規定する事項を委任します。

記

1 代理人

申請者（法人）住所	〒	—
フリガナ		
申請者氏名（法人名）		
代表者職氏名	役職	氏名

2 委任事項

菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金の受領に関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者

住所		
法人名		
代表者職・氏名		印

本市委任に係る支援金につきましては、下記口座に振り込みいただきますようお願いします。

記

1 振込口座

金融機関名		金融機関コード				
支店名		支店コード				
預金種類	(01:普通 02:当座)					
口座番号(右詰め)						
フリガナ						
口座名義						

受任者

住所		
法人名		
代表者職・氏名		印

様式第2号（第6条関係）

菊池市指令第 号
年 月 日

様

菊池市長

菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請がありました菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金について、菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付の決定をし、併せてその額を確定しましたので通知します。

記

交付決定兼確定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日

様

菊池市長

菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け菊池市指令第 号で交付決定兼確定しました標記支援金については、菊池市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を取り消しましたので通知します。併せて、下記のとおり、支援金の返還を請求します。

記

- | | | | |
|---|----------|-------|---|
| 1 | 交付決定兼確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し理由 | | |
| 4 | 返還請求額 | 金 | 円 |
| 5 | 返還期限 | 年 月 日 | |